

令和7年度 佐賀県獣医師修学資金のご案内

佐賀県では、獣医系大学卒業後、佐賀県内で産業動物獣医師または県職員として従事しようと考えている学生の皆さんに対し、修学資金を貸与し、学生生活を支援します。

この修学資金には以下の2つの種類があります。

① 佐賀県獣医師養成確保修学資金（国事業）

＜就業先条件＞佐賀県職員（農林水産部局（家畜保健衛生所、畜産試験場等）に限る。）
家畜診療施設（農業共済組合等）

② 佐賀県獣医師修学資金（県事業）

＜就業先条件＞佐賀県職員（農林水産部局（家畜保健衛生所、畜産試験場等）及び健康福祉部局（保健福祉事務所、食肉衛生検査所等））
家畜診療施設（農業共済組合等）

1. 募集人数

①の修学資金：1名（国からの補助金額によっては更に1名追加する場合がある）

②の修学資金：3名

2. 提出期限

応募締切日	申請書類提出期限	面接
5月30日（金） 必着	6月30日（月） 必着	7月中旬から8月上旬に 実施予定

※募集人数に満たない場合は、引き続き募集しますので、募集期間終了後ともご相談下さい。

3. 対象者

獣医学課程のある大学において、獣医学を専攻する者。

4. 修学資金制度の概要

（1）貸与期間

修学資金の貸与決定した年度の4月から6年生の3月までとします。

※ただし、休学、停学、留年等の期間は貸与停止となる場合があります。

（2）貸与額

①の修学資金：月額18万円（国公立大学生は月額10万円）上限

②の修学資金：月額20万円※ 又は 月額10万円

（※今年度から新設された修学資金額で、対象は私立大学生です）

(3) 修学資金貸与者の選考

修学資金の貸与者の選考は、書類審査及び面接試験により行います。面接試験の日程と場所については、応募者に直接連絡します。また、選考の可否に関わらず、申請者全員に結果を通知します。

- (4) 獣医師免許取得後、上記＜就業先条件＞の就業先で貸与期間の3/2倍の期間（貸与月額12万円以下の場合）又は5/3倍の期間（貸与月額12万円を超える場合）従事すれば、修学資金の返還が全額免除されます。

5. 修学資金の返還

以下のような場合には、貸与金額にそれぞれ加算金を加えて全額一括返還となります。なお、返還請求を通知した日から①は6か月以内、②は3か月以内に返還されなかった場合は、延滞利子を加えて全額一括返還となります。

- (1) 佐賀県知事が修学資金貸与者として適当でないと認め、修学資金契約を解除、又は修学資金の貸与の取り消しをしたとき。
- (2) 獣医師国家試験受験資格を取得した日から、2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。
- (3) 獣医師免許取得後1年以内に、就業先条件の就業先で業務に従事しなかったとき。
- (4) 従事期間が修学資金の貸与期間の3/2倍の期間（貸与月額12万円以下の場合）又は5/3倍の期間（貸与月額12万円を超える場合）に達せず、途中で辞めたとき。

＜加算金＞

①②：年10.95%

＜延滞利子＞

①：年10.95%

②：年14.5%

6. 応募方法

別添応募用紙を佐賀県畜産課あて郵送にて提出ください。

応募用紙受理後、申請手続きの詳細については、当方よりご連絡いたします。

令和7年度 佐賀県獣医師修学資金貸与事業応募用紙

【提出日： 年 月 日】

ふりがな		生年月日	
氏 名			
現住所	〒		
電話番号		メール等	
大学名		学科名	
学年			

下記の修学資金の貸与を希望します。（希望番号に○をつけてください）

- 1 ①を希望します。
- 2 ②を希望します。
- 3 ①、②どちらでも希望します。

<修学資金制度>

① 佐賀県獣医師養成確保修学資金（国事業）

※就業先条件：佐賀県職員（農林水産部局（家畜保健衛生所、畜産試験場等）に限る。）
家畜診療施設（農業共済組合等）

② 佐賀県獣医師修学資金（県事業）

※就業先条件：佐賀県職員（農林水産部局（家畜保健衛生所、畜産試験場等）及び
健康福祉部局（保健福祉事務所、食肉衛生検査所等））
家畜診療施設（農業共済組合等）

【提出先及び問合せ先】

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1番59号
佐賀県農林水産部畜産課（担当：衛生担当）
Tel 0952-25-7122 Fax 0952-25-7309
メール：chikusan@pref.saga.lg.jp

※応募用紙受理後、申請手続きの詳細については、当方よりご連絡いたします。